

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成29年 7月 19 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 愛知県小牧市下小針天神二丁目180番地	
氏 名 株式会社ダスキンプロダクト東海	
代表取締役 守田啓司	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0568-75-1441	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社ダスキンプロダクト東海 (ダスキン愛知中央工場)
事業場の所在地	愛知県小牧市下小針天神2-180
計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	N 生活関連サービス業 (78洗濯業)
②事業の規模	平成28年度 売上 715 (百万円) (平成28年4月～平成29年3月)
③従業員数	124名 (平成29年3月現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
産業廃棄物処理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物処理施設技術管理者					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度（28年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	廃酸	木くず
	排 出 量	461.899 t	6651.66 t	0.16t	14.5 t
	(これまでに実施した取組) ・汚泥（廃水処理汚泥）の削減。フィルタープレスの運用管理を徹底。収集運搬回数の削減を継続実施しております。 ・廃プラスチック（マット・モップ）は、営業部門との連携で廃棄商品の削減活動を継続実施しています。 ・サービス用品は2006年6月よりリサイクル業者へ搬入開始。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	廃酸	木くず
	排 出 量	510 t	6,650 t	0.16 t	14 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状、特に新たな計画はありません。現状を強化していきます。				
産業廃棄物の分別に関する事項					
① 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類以外の廃棄物については、当社にて分別処理実施。 ・廃プラスチック類は、委託先にて分別処理を行っております。				
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持してまいります。新たな分別は考えておりません。				

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t
	（これまでに実施した取組）	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥（廃水処理脱水スラッジ）
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t
	（今後実施する予定の取組）	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥（廃水処理脱水スラッジ）
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	6140.7 t
	（これまでに実施した取組） ・スラッジ専用のフィルタープレスを使用し、廃水処理工程の中で脱水処理を実施しております。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥（廃水処理脱水スラッジ）
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	6,140 t
	（今後実施する予定の取組） ・汚泥含水量率50％以下の維持。	

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
① 現状	【前年度（28年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t		
	（これまでに実施した取組）				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t		
	（今後実施する予定の取組）				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（28年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	廃酸	木くず
	全 処 理 委 託 量	510.96 t	461.899t	0.16t	14.5 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	101.38 t	155.49t	0.16t	- t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	409.38 t	306.409t	-t	14.5 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	- t	-t	-t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	- t	-t	-t	- t
	（これまでに実施した取組）				
	・汚泥（廃水処理汚泥）の削減。フィルタープレスの運用管理を徹底。収集運搬回数の削減を継続実施しております。 ・廃プラスチック（マット・モップ）は、営業部門との連携で廃棄商品の削減活動を継続実施しています。 ・サービス用品・浄水器カートリッジは2006年6月よりリサイクル業者へ搬入開始。				

	②計画	【目標】				
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック	廃酸	木くず
		全 処 理 委 託 量	510t	460t	0.16t	14t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	101t	155t	0.16t	- t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	409t	305t	-t	14t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	-t	- t	-t	- t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	-t	- t	-t	- t
		(今後実施する予定の取組) ・汚泥含水量率50%以下の維持。				
	※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の発生フローシート



産業廃棄物の発生フローシート

事業活動の内容	産業廃棄物の発生過程	発生産業廃棄物名(性状等)	特別管理産業廃棄物に該当・非該当	試験検査成績書の有・無	処理・処分の方法
店舗から回収 (レンタル商品) ↓ 洗浄 (乾燥) ↓ 仕上げ検査 ↓ 店舗へ出荷	製品・不良品選別	廃プラスチック類	非該当	太平洋セメント 藤原工場	

事業活動の内容	産業廃棄物の発生過程	発生産業廃棄物名(性状等)	特別管理産業廃棄物に該当・非該当	試験検査成績書の有・無	処理・処分の方法
店舗から回収 (レンタル商品) ↓ 洗浄 (乾燥) ↓ 仕上げ検査 ↓ 店舗へ出荷	沈砂槽 ↓ 揚水ポンプピット ↓ P スクリーン ↓ 原水槽 ↓ P 反応槽 ↓ P 加圧ポンプピット ↓ P 空気溶解槽 ↓ 加圧浮上槽 ↓ 汚泥槽 ↓ P フィルタープレス 原水・工場廃 ph監視 ph監視	汚泥(スラッジ)	非該当	有	太平洋セメント 藤原工場